

散布後の注意

1. 全身をよく洗う。

- (1) 散布終了後はすぐに口と眼をすすぎ、顔や手足だけでなく全身を石けんでよく洗いましょう。
- (2) 共同防除では、散布者の健康を守るために、共同作業所、機械収納庫の隣にシャワー室、更衣室、休憩室を整備し、それらを活用することが健康管理上重要です。

2. 作業後及びその晩は次のことに注意する。

- (1) 酒は飲まない。
- (2) 夜ふかしをしない。
- (3) 気分が少しでも悪かったら医師の診断を受けましょう。その際には、使用した農薬容器等を持参し、農薬の散布作業に従事したことを告げましょう。

3. 使用した防除機具はよく洗っておきましょう。

4. 作業に使用した衣類は全て石けんでよく洗いましょう。

5. 使用後の空袋や容器等

容器内に残った農薬を取り除いた後に、廃棄物処理業者への処理の委託等により環境に影響を与えないよう安全に処理します。特に、農薬空容器の野焼き（野外での焼却）は、法律（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号））により禁止されているので絶対に行わないようにしましょう。

容器内に残った農薬の除去方法

容器の種類	残った農薬の除去方法
缶・ビン (水洗できる容器)	散布機や希釈用容器に、中身の農薬をボタ落ちが無くなるまで逆さまにして移し終えた後、容器約 1/4 程度の水を加えて密栓し、よく振とうして散布液剤調整時に希釈水として使用する。この操作を 3 回繰り返した後に、目に見えるような残分が無いことを確認し、容器内の水をよく切ってまとめて保管する。
紙袋 (水洗できない容器)	散布機や希釈用容器に、中身の農薬を移し終えたのち、袋を軽くたたいて内面への付着分を散布機や希釈容器に入れる。目に見えるような残分がないことを確認し、たたんで保管する。
金属缶 (揮発性農薬の入ったもの)	使い終わった缶を周囲に影響のない圃場に、臭いが抜けるまで 1～2 日逆さまに立てて残液を土中にしみ込ませ、容器を空にする。その後、1 か月間ほど缶を倒立し臭気が抜けたら圃場から回収する。なお、3 日くらいで臭気を抜くには、残液を前述の方法で処理して容器を空にした後、缶の底面に 3、4 か所穴を開け、口栓を開けて、周囲に影響のない場所に缶を横倒しにし、風通しがよくなるようにする。この際、2～3 缶をロープ等で束ねて、缶が風で転がらないようにする。
エアゾール缶	中身の農薬を使い切った後、火気のない戸外で噴射音が消えるまでガスを抜く。

農林水産省消費・安全局他監修 一般社団法人日本植物防疫協会発行「農薬概説2013年版」より引用、一部改変

6. 農薬の保管

- (1) 農薬は直射日光の当たらない乾燥した涼しいところへ保管します。
- (2) 農薬の保管は厳重にし、保管庫には必ず鍵をかけておきます。
- (3) 残った農薬は密封、密栓し、ほかの瓶には絶対に移し替えないこと（牛乳びんに移し替えたため、誤って飲んだ例がある）。
- (4) 食品の近くに置かない。また、子供の手が届かないところにおきましょう。